

○大多喜町高速バス運休時補助金交付要綱

平成29年2月21日

告示第11号

改正 平成30年2月13日告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜品川間の高速バス（以下「品川線」という。）の定期的な利用者が、品川線の運休時に勝浦東京間の高速バス（以下「東京線」という。）等に乗車した場合における費用負担の軽減を図ることにより利便性を確保するため、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者であって、品川線の運休時に東京線、路線バス及び鉄道（以下「東京線等」という。）を利用したものである。

- (1) 大多喜町高速バス通学費補助金交付要綱（平成27年告示第77号）第5条第2項に規定する高速バス通学者登録証（以下「通学者登録証」という。）の交付を受けた者
- (2) 町内に在住する者であって、品川線の通勤定期券を所有しているもの
- (3) 大多喜町高速バス利用増大対策事業補助金交付要綱（平成27年告示第76号）第4条第2項の規定により、高速バス補助対象事業者として登録された者
- (4) 前3号に掲げる者の他、町長が特に必要と認めた者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、品川線の運休時に東京線等を利用した場合の運賃とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第3条に規定する運賃額とし、片道1,850円以内とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、町長に申請するものとする。

(1) 申請者が個人の場合 大多喜町高速バス運休時補助金交付申請書兼実績報告書（個人用）（別記第1号様式）に、次に掲げる書類等を添付すること。

ア 通学者登録証、通勤定期券又は定期利用者登録証の写し

イ 交通事業者が発行する東京線等の領収書、乗車証明書又は交通系ICカード利用明細

(2) 申請者が法人の場合 大多喜町高速バス運休時補助金交付申請書兼実績報告書（法人用）（別記第2号様式）に、次に掲げる書類等を添付すること。

ア 東京線等の利用及び乗車人員が確認できる書類

イ 交通事業者が発行する東京線等の領収書、乗車証明書又は交通系ICカード利用明細

（額の確定）

第6条 町長は前条の実績報告書を受けた場合は、その内容を精査して補助金の交付すべき額を確定し、大多喜町高速バス運休時補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る費用の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成30年2月13日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。